

令和7年 10 月9日

保険医療機関及び保険医への行政処分について

令和7年9月26日に開催された中国地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消し」及び「保険医の登録の取消し」について諮問した結果、これらを了承する答申がありました。

これを受け、中国四国厚生局長は、令和7年 10 月8日付けで以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

1 行政処分の内容

(1) 保険医療機関の指定の取消し

名	称	寺元医院	
所	在	地	広島県豊田郡大崎上島町中野1608-5
開	設	者	寺元 康(てらもと こう)
指定の取消年月日	令和7年10月31日		

(2) 保険医の登録の取消し

氏	名	寺元 康(てらもと こう) 54 歳
登録の取消年月日	令和7年10月31日	

2 根拠条文

(1) 保険医療機関の指定の取消し

・健康保険法第 80 条第5号

(2) 保険医の登録の取消し

・健康保険法第 81 条第2号

3 取消処分の主な理由

(1) 保険医療機関

保険医療機関の開設者が、健康保険法第 78 条第1項の規定により監査への出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したため。

(2) 保険医

保険医が、健康保険法第 78 条第1項の規定により監査への出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したため。

4 取消処分に至る経緯

- (1) 令和3年4月 22 日、同年8月5日及び同年 12 月9日を実施日とする新規個別指導の実施通知書をそれぞれ送付したが、いずれも寺元医師は正当な理由なく新規個別指導を欠席したため、個別指導を実施することとした。
- (2) 令和4年7月7日、令和5年7月6日及び同年 12 月 21 日を実施日とする個別指導の実施通知書をそれぞれ送付したが、いずれも寺元医師は正当な理由なく個別指導を欠席したため、監査を実施することとした。
- (3) 令和6年3月 14 日、同年5月 30 日及び同年 10 月3日を実施日とする監査実施通知書をそれぞれ送付し、監査の通知を行ったにもかかわらず、寺元医師は正当な理由なく監査に出頭しなかった。

5 再指定及び再登録

原則として、指定の取消の日及び登録の取消の日から5年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。